

控除対象個別帰属税額の控除明細書（第6号様式別表2の2） 記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前7年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額について、法第53条第11項（法第321条の8第11項）の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「控除対象個別帰属税額①」	当該事業年度又は連結事業年度の開始の日前7年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額について、古い連結事業年度又は事業年度の分から順次記載します。	法第53条第12項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、適格合併等（同条第8項に規定する適格合併等をいう。）に係る被合併法人等（同条第8項に規定する被合併法人等をいう。）
2 「控除未済額③」	①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い連結事業年度又は事業年度の分から順次記載します。	の前7年内連結事業年度（同条第12項に規定する前7年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（同項に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）と同項の
3 「当期控除額④」	③の欄の金額と第6号様式別表1の④の欄の金額のうちいずれか低い金額を記載します。この場合において、第6号様式別表1の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第6号様式別表1の④の欄の金額は、第6号様式別表1の①の欄の上段の、（ ）内に記載された金額を控除したものとして計算します。	規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載して下さい。